

第 1 回座間味村議会定例会

第 3 日 目

3 月 9 日

平成24年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 4 年 3 月 7 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成24年3月9日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成24年3月9日 午前10時47分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	大 城 晃		
	2 番	金 城 勝 英		
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	6 番	宮 里 清之助	7 番	宮 里 祐 司
会 議 録 署 名 議 員	5 番	金 城 弘 昭	1 番	大 城 晃
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸
	教 育 長	仲 地 勇	産 業 振 興 課 参 事	宮 平 優
	政 策 調 整 監	垣 花 健	会 計 課 長	金 城 英 隆
	総 務 課 長	大 城 直 人	教 育 課 長	宮 村 英 美
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		

平成24年第1回座間味村議会定例会議事日程（第3号）

（平成24年3月9日午前10時00分開議）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2	議 案 第 1 号	専決処分の承認について（平成23年度座間味村一般会計補正予算）
3	議 案 第 2 号	専決処分の承認について（平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算）
4	議 案 第 3 号	専決処分の承認について（座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例）
5	議 案 第 4 号	平成23年度座間味村一般会計補正予算について
6	議 案 第 5 号	平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算について
7	議 案 第 6 号	平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算について
8	議 案 第 8 号	座間味村税条例の一部を改正する条例について
9	議 案 第 9 号	座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
10	議 案 第 10号	南部広域行政組合格約の変更について
11	議 案 第 11号	沖縄県介護保険広域連合会規約の変更に関する協議について

○ 議長（中村秀克）

日程第1．議案第7号 座間味村第四次総合計画の策定の撤回の件を議題とします。

宮里哲村長、議案第7号 座間味村第四次総合計画の策定の撤回の理由の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第7号 座間味村第四次総合計画の策定の撤回の理由は審議未了のため本案を撤回します。

○ 議長（中村秀克）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第7号 座間味村第四次総合計画の策定の撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第7号 座間味村第四次総合計画の策定の撤回の件を許可することに決定しました。

○ 議長（中村秀克）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 金城弘昭議員及び1番 大城晃議員を指名します。

日程第2．議案第1号 専決処分の承認について（平成23年度座間味村一般会計補正予算）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第1号 専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第2号 専決処分の承認について（平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第2号 専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第3号 専決処分の承認について(座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

ちょっと質疑します。手数料に関しては特に問題ないと思うんですけども、これは証明写真を撮影したりとか、そういうのがありますので、どういうふうにして行うのか。例えば年寄なんかは、こっちに、役場に来なさいと言っても来ないはずなので、そのときにどういうふうに作成をするのかという方法論だけを教えてください。

○ 議長(中村秀克)

大城直人総務課長。

○ 総務課長(大城直人)

離島住民カードがあって専決をしました。本来ならこれは専決になじまないと思っています。ですけど金額もありますので皆さんに諮らないといけないところなんですけど、やむを得ず職員も発行しないといけないので専決にしました。そして来週火曜日からは13、14、15、16、やはりそこに行って集中発行をしようと思っています。それぞれの公民館ですらね、お年寄りもいらっしゃるので。ただ、写真は3カ月前であればちょうど2.5センチ、3センチにカットして持ってきてもいいんです。ただ、ない人のために大変不便をこうむるので一応用意しています。集中発行日は13日が午前中が朝から始めて午後は阿真、そして座間味の東、西、そして15日でしたか阿嘉、慶留間と公民館で集中的にやりたいと思っています。以上です。

○ 議長(中村秀克)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

多分、放送を行なったり掲示板でそういうのを表示したりしてやると思うんですが、島にいる人はいいんですよ。那覇に出てたり他に行っていたりする人の場合には、その対処はどうされますか。

○ 議長(中村秀克)

大城直人総務課長。

○ 総務課長(大城直人)

大変事務のほうに混乱があって、おけていることはおわび申し上げます。早く集中して周知徹底をするべきでしたのですが、きのうから一応放送もしたかと思うんですが、掲示板にも告知してやります。そして村外の方は多分、離島出身、島出身の学生になります。高校生、大学生、専修学校のこの辺は親に委任状が

必要になります。本人が来ないと委任状、基本的には本人発行になりますので、多分、親に委任状を預けて、そしてその後、来週以降は、21日以降は役場の窓口で、住民課の窓口で随時発行いたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

総務課長、私の質疑に教えてください。私は島に住んでいる人が那覇に出かけていたりなんかした人たちがと言っているのに、何で高校生の話をする必要はないですよ。そういう人たち、例えば特に年寄なんていうのは役場でいつでもやっていますよと言っても阿嘉、慶留間から来ますかということなんですよ。そういう人たちはどうしますかという話なんですよ。そのときにはどうしますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

その方の場合は委任状という形になります。要綱の中では委任状は親族、またはそれに類するものという形になっておりますが、委任状という形で発行のほうはさせていただきます。ただ、住民基本台帳があるかどうかは役場でしかわかりませんので、来週の集中日を除けば個別に住民課の窓口で発行という形になります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

病気等でやむを得ず住所を移したりとかしている人たちもいると思うんです。入院せざるを得なくてですね。そういう年寄りも何名かいらっしゃるといっているのを聞いていますので、そういう人たちの場合はどうなりますか。施設から戻ってきた場合には住民になるわけですから、そういうときにはどうなりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

県の要綱では学生等ということになっておりますので、住民票を移された高齢者の方等は該当いたしません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

では、やむを得ずでも関係ないという、切り捨てということになるわけですか。そうなるわけですね。この学生等というのが意味がわからないんですけども。等というのが入るといことは、いろいろなものにつながっていくと思うんですけど、何々に限るではなくて、非常に裾野が広い状態になっているということになるわけですね。わかりました。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

話を聞いていると、さっきから要綱とかという言葉が出ますけれども、きのうと同じように議会の議決は条例だからということで今回提案しているかもわかりませんが、全然イメージがわからないんですよ。さっきから出されている要綱とかがあれば、配ったら私たちもイメージがわかりやすい。それと、住基カー

ドとは全然違うんですね。違うなら違うで、そのイメージやカードのイメージがあれば、そこに写真が張られて、そこに何たらかたらというイメージがあればわかりやすいんですけども、ちょっと不親切ではないかなと思います。そこで、この3月いっぱいカードを発行するという事なんですけれども、先ほどの話に戻りますが、広報が全然行き届いていない。私たちですら全然イメージがわからない。それを今月いっぱい、13日からですか。3日間集中してやるということなんですけれども、それを村外に出ている人、住民票があって、もう一度どのような広報をお考えですか。そして手続に当たっては歩けないおじー、おばーもいます。うちにも車いす族がいますけれども、あーいった人たちをどう説得するのか。話を聞いたら、あーさってから割引が始まるような早とちりもあるんですよ。それを全住民に対してどのような広報、それから手続を考えているのか、その工程をお知らせください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今、広報がおくれていることに対しては深くおわび申し上げます。基本的には3月までに、4月1日から適用になりますので、これは暫定予算になった場合、国会が暫定予算になった場合は県は単費でやると、きのう情報をいただきました。ですから私どももためらわずというか、今いろいろ錯綜をしたものですからためらいもいろいろありましたけれども4月1日から、それに間に合わせて工程的にはまずは集中発行、そしてそれで間に合わない場合は補足でありますけれども、基本的には窓口に来てもらいます。そして後はまたお年寄り、介護を要する方々の件については住民課長から答弁させます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

先ほど御質問がありました高齢者等に関する方は社協と住民課のほうの担当が一軒一軒回って御説明して、御家族の方の委任状という形で御家族の方で申請してもらえるか、それか、それに類する方を委任状という形で立てていただいて発行させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

さっきのイメージ。例えば向こうからの案内、私たちや村民に説明する場合のチラシみたいなものはあるんですか。カードのイメージがあったり、何掛ける何の写真があったり、そういうカードのイメージ図というのはあるんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

それでは今、皆さんにお持ちして提供したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

村民にとっては割引できるので非常にいい話なんです。いい話には私たちも協力して、だから、さっきから話しているように、これは条例だから議決が必要だからということで、条例の文言だけではわからないんですよ。それを、とてもいい話なので早目に私たちも村民に説明したいので、そのイメージ図を。いわゆ

る第三者がどのようにして早く理解できるかというのをぜひ配ってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほどの委任状の件がありましたけれども、以前に今証明書、各証明書をとるときには本人以外はすべて委任状になっていますよね。以前に住民票ですか、あと戸籍謄本等をもろうときに委任状はみずから制作してくださいと。要するに役場にはそういうひな形はありませんと、総務省からの指導でこれはつくってはいけませんということを言われたということで、パソコン等を持っている人はいいですよ、自分でこういう委任状をつくれますからね。ところが、それを持っていない人、特に高齢者なんていうのは委任状と言われても、どうつくっていいかわからないわけです。今度の場合はちゃんと役場でその委任状というものを準備できるのかどうか。それとも、いや個人でつくって持ってきなさいなのか、これはどうなのかお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

今回のものに関しましては、委任状はもうひな形として製作しておりますので、それに御記入いただくこととなります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは国はオーケーしているわけですね、ちゃんとつくって大丈夫だということを言っているわけですね、わかりました。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

県が作りました要綱の中に委任状のひな形もございまして、それに従って村のほうも委任状を作成させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第3号 専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第4号 平成23年度座間味村一般会計補正予算についてを議題といたします。
これから質疑を行います。

○ 議長（中村秀克）

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成23年度座間味村一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第4号 平成23年度座間味村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第5号 平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。
これから質疑を行います。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

では1つ教えてください。4ページ、歳入のほうの給水収益が400万円余り減額補正とされていますけれど、それはどういった理由でしょうか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。484万7,000円減に対して、この給水収益が当初予算で過剰に見積もりしてしまっていて、今回の補正でどうしても484万7,000円を減にしないとだめだということですのでございます。今回、補正でマイナスの484万7,000円を計上しているということです。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

歳入のほうの繰入金金が594万円、その繰入金に充てているのは今の給水収益の減とそれから県支出金の減になっているんですけども、どうも何かつじつまがおかしいような補正予算になっているような気がし

ます。この県支出金の減額というのは今の淡水化の工事のものですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問、今の工事、平成23年度の工事に対する、当初が620万円で今回が補正マイナスで109万円と。510万7,000円の減。これは今回工事中の淡水化施設の問題が出ます。ちなみに18分の1の県補助が確定していましたので、510万7,000円というふうに減とさせて、…109万3,000円減して510万7,000円というふうになっています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

総務課長に聞きましょうね。よろしくお願ひします。給水収益が見込み違いで400万円余りの減、今の県補助金が、この時期に減額があったということで、一般からの繰入金でそれを補うというのはいかかなもののでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

見込み違い等、いろいろ解釈があるかと思いますが、当初予算に本当の今の状況を勘案して決算見込みを立て、そしてなおかつ次年度予算は正当な議論をさせていただきました。やはりいろいろ特会部分に関しての歳入歳出が健全かどうか否かというのは改めてもう一度仕切り直しをして議論をさせていただいて今回こういう形になっています。確かに当初予算の立て方が十分ではなかったことは深くおわびします。今後はこういう形ではなく所要の額をしっかりと計上して、どうなんだという議論をさせていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

きのうで議会の会期日程の二日目と三日目を変更した結果、我々もこれが本来はきのうだったら、きょうの日の簡易水道の当初予算、この補正が反映されたと思うんですけども、もう逆転してしまって当初予算はきのうで可決したんですね。それで後追いでこれが来たもので、非常に今日立ってしまっているんですよ。それについては、ぜひ、きのうの話も見込み違いというのがありましたけれども、十分に総務課長のほうでチェックされてください。私は以上で、しょうがなかったかなと思って終わります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

同じように4ページで、この給水収益の中の説明で滞納繰越分の補正減になっているんですけど、ということは、これは過年度分だと思うんですけども、今までたまっている分だと思うんですけど、これは124万円少なくなったということは、これは取れませんよ、取りませんよのどっちなんですか。要するに、この分だけ集金が減るということになるわけでしょう。それは取りませんのか取れませんのか、どっちですかお答えください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑、124万7,000円の減。当初で50%見込んでいたものですから、それが取れなくなっていますね、今回の補正で124万円の減をしております。当初予算が254万円見込んで、その50%を徴収するというところに努力するということでしたけど、どうしても50%は難しかったもので、それで取れなくなって今回の補正で減したということです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは取れなかったという今話をしていますけれども、どういう理由で取れなかったのか、ただ、通知だけ出してそのままにしてあったのか、それとも職員みずから行って交渉して、いついつまで納めますという交渉までしてきたのかどうか、その辺を教えてください。これはただ通知だけしていたら時効になる部分も出てきますからね、その辺をどう交渉しているか、その辺をちょっと説明してください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質疑、担当者はかなり頑張って127万円、12月現在徴収努力をしてやってもらって、どうしても3月までの見込みとしては30万円ぐらいしか取れない見込みで、かなり通知だけではなくて電話等で、また家庭訪問もしてやっております。今後、3月はわずかではありますけど、また目いっぱい頑張っていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほどもありました、申しあげましたけど、こういうものが時効となった場合には、向こうの相手が「いや、払えませんよ」と言ったらそれで終わっちゃいますから、しっかりとその書類で本人が確かにそれは支払っておりませんということで、書類でやらないと時効停止ができませんので、通知だけで「あなたは支払ってください」だけでは時効に向かって進みますので、その辺は注意しながら取れる分を取るようになっていますね。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

1点。2ページをお開きいただきたいと思います。この数字の校正というのをやったかどうかというのは、ちょっと見てください。補正前の額が補正後の額と同じですよ。これは合っていますか。おかしいのではないですか、これ。だからこういった校正的なものというのは、おかしいですよ、これ。補正の前のものと補正後で同じ数字というのは、これはもう上げる前にちゃんとやらないと、次の3ページもそうです。だから議会に上げるのは、非常に特に定例議会のものだったら非常に慎重に持ってこないと困るわけですよ。それがそこにも、歳入歳出に同じようなことを書いているんですが、これ歳出は入っていませんよね、歳出は動かないで同じものかというのも問題なんです。わかりますか、私が言っていることは。このままでは私は通らないと思うんですよ、この補正は絶対に。歳出は触らないのに何で鏡は歳入歳出19,136万円余りのあれを持ってきているの、これはおかしいのではないですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第5号 平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第6号 平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先ほどと全く同じような質問をさせていただきます。実は、さっきの簡水の質疑を聞くと、次に航路会計が控えているなというものもあったんですけども、課長、すみませんが何度も、旅客費貨物運賃の多額な減額がありますけれども、その要因は何でしょうか、お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの大城議員の質疑にお答えします。これも大変申しわけないんですけども、当初予算での過剰見積りによる減です。今回、ドックの8,360万円、これをフェリーの2,042万3,000円でクィーンの6,021万7,000円を区分けして、合計が8,364万円という当初予算の過剰見積りでございました。今後、ないように努力していきたいと思っております。どうもすみませんでした。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

別に私に謝らなくてもいいんですけども、この処理の仕方先ほど村長が単年度で処理して翌年度繰上充当するためという話なんですけれども、余りにも一般からの繰り入れで、最終補正でやるというのは…。その要因がいわゆる当初予算の歳入の見込み違いだったというのがどうも余り会議録に載せたくないような

議論になってしまって、非常に残念だと思います。きのうも新年度の航路会計のことで昨年度と比較してみたら、かなりの歳入が減額になっていたので、これは前年度歳入の見込み違い、いわゆる過剰計上してしまっていたということだったので、今回このような結果になっていますけれども、ぜひ圧縮して見積もったほうがいいと思います。特に航路会計については今の観光見込み客数が激減している中、こういった変動はあるかと思いますが、先ほどの簡水については、それは余りにも言いにくいような理屈になってしまって、これを過剰ミスだったということで聞いておきます。気をつけたほうがいいですね、一般会計の繰り入れが多すぎて。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第6号 平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第8号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

再開いたします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第8号 座間味村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第9号 座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することについて御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第9号 座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第10号 南部広域行政組合格約の変更について議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 南部広域行政組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第10号 南部広域行政組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第11号 沖縄県介護保険広域連合会規約の変更に関する協議についてを議題とします。
これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 沖縄県介護保険広域連合会規約の変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第11号 沖縄県介護保険広域連合会規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

○ 議長(中村秀克)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

再開いたします。

とりあえず全日程終了したんですが、本議会でちょっと説明不足、書面の準備不足等々が目立ったので、また全員協議会から後に出た書面等々もありますので、これからは連絡を密にして本会議に臨むようにしていただきたいと思います。

これで、本定例会の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第1回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会 (午前10時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 金 城 弘 昭

署名議員 大 城 晃